

議会運営委員会 愛知県一宮市議会視察概要

議会のＩＣＴ化、総合計画基本構想の議決事件への追加、情報発信について、一宮市議会の取り組みを伺った。

まず、議会のＩＣＴ化について、市から貸与されたパソコンまたは各自のパソコンを使用し、本会議での一般質問の際に、議場のスクリーンにパワーポイントの映像を表示している。質問者は、執行部側の座席に向いて設置された質問者席に移動し、自分でパソコンを操作しながら最後までその場所で質問を行うとのこと。

本制度を導入以降、一般質問者の２／３がパソコンを使用するようになり、パネルの使用や資料の配付をする質問者はいなくなった。ただ、質問者が交代する毎に暫時休憩し、質問者席のパソコンを繋ぎ替える必要があることや、地元ケーブルテレビでの生中継放送では、スクリーンに投影された映像をテレビカメラで撮影し放映しているため、画質が良くないことなどが課題となっており、またスライドショーによる映像は、あくまで補助資料としての位置づけであり、会議録には載せていないため、発言内容のみで意図が伝わるよう配慮が必要とのこと。そして、事務局では事前に映像内容の確認はしていないが、著作権への配慮が必要である旨の案内はしているとのこと。

次に、総合計画基本構想の議決事件への追加については、平成２３年８月の地方自治法の改正の際に、議長提案で議論され、平成２４年３月定例会において、姉妹都市提携も議決の対象にすることと併せて計２件を「議決に付すべき事件に関する条例」として全会一致により制定したとのこと。

総合計画の策定に対する議会の関わりについては、これまでの慣例で、総合計画審議会の委員として議員が９名参画しており、また議決に関しては、平成２０年第６次総合計画基本構想の際は、特別委員会を設置し、継続審査案件として審査されたが、平成３０年の第７次総合計画の際は、全員協議会を１回開催し、執行部から概要説明を受けた後に質疑を行い、その後、所管の委員会に付託され審査されたとのこと。

最後に情報発信の一環の議会中継について、ケーブルテレビで本会議の生中継は、ノーカット・無修正・時間延長の対応を行って放映している。

本会議の休憩中の映像について、当初は「休憩中」のテロップ表示のみであったが、市民から殺風景であるとか、会議がいつ再開するのかといった意見が寄せられたため、有効活用すべきとして、再開予定時刻を表示したり、市政情報等をパワーポイントのスライドショーで放映したりすることとした。

また、平成３０年３月定例会から、インターネットによる委員会の生中継を開始しており、視聴者数は、本会議の一般質問と委員会で、１日１５０人前後で推移しているとのこと。

議会運営委員会 長野県松本市議会視察概要

議会報告会、ステップアップ市民会議、委員会レポート、常任委員会によるテーマ調査研究、委員会での自由討議について、松本市議会の取り組みを伺った。

議会報告会については、市内を12ブロックに分け、年2回、2ブロックごとに開催している。平日の午後7時より2時間を目安に、20分で議会報告、40分で質疑応答、60分で意見交換の内容である。意見交換では、あらかじめテーマを3つ設定して意見交換しやすいようにし、意見交換を充実させることで参加者も少し増えたとのこと。

ステップアップ市民会議については、市民からの意見を市議会の運営等に反映させるために設置した。平成22年度の第1期は15名、23年度から24年度の第2期は19名の市民を公募した。費用弁償や報酬は一切なし。その後、27年度から28年度の第3期にあたり、若者の意見も取り入れるべく、公募市民5名、団体（PTAや大学教授など）5名とし、費用弁償や報酬を支払うことにした。第3期の市民会議からは、「若者と市議会議員との交流を通じた政治との距離を縮めるような場の創出」の提言がなされ、29年度に、市立病院と西部地域のまちづくりをテーマに、松本大学学生との意見交換会を実施した。本意見交換会は今年度も実施しており、大学教授にファシリテーターになってもらい、テーマも学生が実際に勉強しているものとし、グループに分かれて議論したとのこと。

委員会レポートについては、地元ケーブルテレビより無償で放送枠の提供を受け、定例会終了後、委員長が議案内容と審査状況を説明している。先述の議会報告会は意見交換が中心となっており、委員会レポートとは内容は異なる。ちなみに市民のケーブルテレビ加入率は60%ほどのこと。

常任委員会によるテーマ調査研究については、常任委員会ごとに、毎年6月頃に1年間の調査研究テーマを選定し、7～8月頃にそのテーマに沿った行政視察を行い、理事者や関係団体とも意見交換をしながら研究を進める。年度途中で全議員が集まり、中間報告と意見交換を実施する。その後、各委員会では素案を作成し、全議員がメンバーとなる議会政策討論会を開催し、各委員会よりプレゼンテーションをし、議会運営委員会を経て、本会議で議決のうえ、議案案として市長へ政策提言がなされる。また、29年度より提言に対する対応方針を文書で回答してもらっている。回答を受けた後は、各議員が一般質問等でフォローしていく。ちなみに、委員会や議会政策討論会で意見がまとまらなかった場合は、調査研究報告書として議長へ提出し、議会内で議論をおさめるようにしているとのこと。

委員会での自由討議については、請願・陳情の審査の際に、提案者本人に5分程度趣旨を述べてもらった後、質疑をし、その後委員間で自由討議を行っている。また、先述の常任委員会によるテーマ調査研究では委員間で自由な意見交換、討議を行っているとのこと。